

えせ同和行為を排除しましょう



書籍（数万円相当）を
購入して欲しい

仕事を回してもらいたい



えせ同和行為には
みんなでNO！



えせ同和行為とは？

えせ同和行為とは、同和問題を口実にして企業・個人や行政機関などに対して行われる不法・不当な行為や要求のことです。

これは、あたかも差別解消運動であるかのように見せかけて行われることが多いため、同和問題に対する誤った意識を植え付け、これまで多くの人々が積み重ねてきた啓発の効果を一挙に覆すものです。

えせ同和行為は、同和問題の解決を阻害する大きな要因となっており、これを断固排除しなくてはなりません。

加須市総務部人権・男女共同参画課
加須市教育委員会生涯学習課

TEL 0480-62-1111（代表）
TEL 0480-62-1223

☆☆えせ同和行為対応のポイント☆☆

1. 同和問題に関する正しい理解と認識を深める
2. 組織全体で対処する
3. 対応の際は毅然とした態度で
4. 対応の際の注意点
 - ① 対応は必ず複数で行う（場合によっては、弁護士や警察に相談の上、待機してもらう）
 - ② 事実確認は的確に行い、即答は避ける（氏名等の確認・要求内容の詳細な記録などを行う）
 - ③ 密室は避け、自社会議室など管理が及び範囲内とし、面談時間は指定・制限する
5. 相手方に連絡しない。また、文書などに署名・押印等をしない

☆☆えせ同和行為の具体的事例と対応☆☆

○書籍の購入強要



同和関係者を名乗る者から、同和問題などに関する書籍の購入を電話で強要されています。どう対処したらいいでしょうか。

①購入するしないは、自由意志です

一般の図書や物品の売買と同様、購入する自由、断る自由があります。したがって、買いたくなければきっぱりと「いりません」と断ってください。「今回限りでよいかから協力してくれ」などと言われ一度応じると、再び要求されることがあります。

②断る理由を言う必要はありません

断る理由を説明する義務はありません。「いらない」旨を繰り返してください。「予算がないから」などという断り方は、ポケットマネーでの購入を求められます。「同和問題に関する必要な資料は、行政機関から入手できるので、購入する必要はない」と答える方法もあります。

③「検討します」は解決になりません

その場しのぎで「検討します」と答えると、かえって相手方に期待を持たせることになります。問題を先送りするだけで、解決にはなりません。

④「同和問題の解決は国民的課題だから」などと主張してくる場合

「同和問題を知っているか」などと詰問されたり、意見交換しようと持ちかけられたりしても、話には乗らないでください。要求と同和問題は無関係であることを思い出してください。

⑤「街宣車を回すぞ」、「今すぐそちらに行くぞ」などと言われた場合

相手も脅し行為が公になって、刑事事件に発展することを恐れています。実際に街宣行為など相手が思いきった行動に出ることは、通常ありません。相手方の強要行為の程度によっては、警察署などに連絡をとり、助言を受けてください。

※参考：埼玉県発行「えせ同和行為対応の手引」

埼玉県ホームページ <http://www.pref.saitama.lg.jp//a0303/ese-tebiki.html>

埼玉県えせ同和行為対策関係機関の相談窓口

- | | |
|------------------------|------------------|
| 埼玉県県民生活部人権推進課 | ☎048-830-2258（直） |
| さいたま地方法務局人権擁護課 | ☎048-859-3507（直） |
| 埼玉県警察本部刑事部組織犯罪対策局捜査第四課 | ☎048-832-0110（代） |
| （公財）埼玉県暴力追放・薬物乱用防止センター | ☎048-834-2140（直） |